

北海道個人情報保護条例の改正について（答申）

平成29年 1 月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

○ 答申にあたって

社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係の維持や、国及び地方公共団体に対する申請、届出その他の行政手続の合理化が行われることは、国民の利便性の向上に資するものであることから、その必要な手続等を定めるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が制定された。

平成27年9月には、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方自治体の要望を踏まえ、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするなどの改正が行われた。

地方自治体においては、条例による個人番号の利用など、地方自治体の独自の取組が可能とされていることから、改正法の趣旨を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「利用条例」という。）に基づき保有する特定個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずる必要があるため、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）の改正について、次のとおり答申する。

平成29年1月16日

北海道情報公開・個人情報保護委員会

会 長 尾 崎 英 雄

目 次

1 個人情報保護条例の改正について

- (1) 情報提供等記録を訂正した場合の通知義務の追加及び情報提供等記録の定義の修正について 1

- 参 考 6

1 個人情報保護条例の改正について

(1) 情報提供等記録を訂正した場合の通知義務の追加及び情報提供等記録の定義の修正について

独自利用事務の場合においても、情報提供等記録を訂正した場合に通知義務を追加すること及び情報提供等記録の定義を修正することは適当である。

【説明】

番号法では、法定事務（法別表第二第二欄に掲げる事務）に関し、情報提供ネットワークシステムを利用し、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供があったときはその日時、特定個人情報の項目等を記録することが義務づけられており、これらの記録（情報提供等記録）は、総務大臣（情報提供ネットワークシステムを管理）、番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者の三か所で記録・保管が義務づけられている（第23条第1項、第3項）。

また、個人情報保護条例では、実施機関が法定事務に関し情報提供等記録の訂正を実施した場合には、総務大臣及び法第19条第7号の規定する情報照会者又は情報提供者に対し、その通知をする旨規定している（第34条第2項）。

今回の番号法改正において追加された同法第19条第8号の規定により、道が利用条例で定めた独自に個人番号を利用する事務（独自利用事務）について、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことから、同事務においても情報提供等記録の訂正を実施した場合は、法定事務と同様に総務大臣及び同法同条同号の規定する条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者に対し通知するよう、個人情報保護条例に通知義務を追加することは適当である。

また、独自利用事務に係る情報連携の記録が情報提供等記録に該当することを明確にするため、情報提供等記録の定義の修正を行うことは適当である。

【参 考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（改正後、抜粋）

注）番号にアンダーラインある条文が追加、新設

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 （略）

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者

をいう。以下この号及び同条において同じ。) に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第22条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第24条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第25条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第26条 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下

			「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
二～百十九 (略)	(略)	(略)	(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、同項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

別表

機関	事務
1 知事	特定疾患(治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る治療研究費(特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費に相当するものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

○ 北海道個人情報保護条例(抜粋)

注) アンダーラインある部分は未施行

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報という。

(個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

参 考

1 本件諮問事案における北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

年 月 日	処 理 経 過
平成28年12月12日	○ 諮問書の受理（諮問番号544）
平成28年12月13日	○ 第一部会へ付託
平成28年12月20日 （第一部会）	○ 実施機関から本件諮問の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年1月10日 （第87回審査会）	○ 答申案審議
平成29年1月16日	○ 答申

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成28年7月1日現在（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
安藤 誠悟	弁 護 士	第一部会長
市毛 智子	弁 護 士	
小倉 一志	小樽商科大学商学部企業法学科教授	
尾崎 英雄	弁 護 士	会長
片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授	副会長、第二部会長
上机 美穂	札幌大学法学系准教授	
見野 彰信	弁 護 士	
嶋田 健	元株式会社テレビ北海道専務取締役	
白井 芳明	株式会社HARP 常務取締役プロジェクト推進部長	
高井 昌彰	北海道大学情報基盤センター センター長・教授	第四部会長
中村 敏子	北海学園大学法学部政治学科教授	
丸尾 正美	弁 護 士	第三部会長
米田 雅宏	北海道大学大学院法学研究科教授	